

**高知県1漁協  
合併臨時総会を開催します**

高知県1漁協合併の是非を問う臨時総会が県下一斉に各漁協において開催されます。

**日時** 八月二十五日(土)  
**場所** 町内各漁協

漁協合併は、組合員の皆さんにとって、漁村の将来にかかわるとも重要な事項です。組合員の皆さん一人ひとりの意思を反映させる必要がありますので、臨時総会に出席し、合併の賛否について議決権を行使してください。

\*臨時総会に関するお問い合わせは、組合員の皆さんが加入している各漁協までお願いします。

○お問い合わせ  
大方町漁協

☎ 43-1010

佐賀町漁協

☎ 55-3131



**「屋外広告美化旬間  
(9月1日から10日まで)」  
9月10日は屋外広告の日  
違反広告物の一斉除去が  
行われます**

九月七日(金)「荒天の場合  
は十四日(金)」の午前中に、美化行事として、県や関係機関により違反広告物の一斉除去作業が行われます。

除去の対象は、違法に屋外へ掲出されているはり紙、はり札および立て看板などです。はり紙については除却後すぐ破棄され、またその他の違法広告物については除去されたのち、一定期間県幡多土木事務所で保管された後、廃棄されます。

屋外広告物は、まちの景観を大きく左右します。無断で貼られたはり紙や、管理されず放置された立て看板などは、せつかくのまちの景観を台無しにしています。屋外広告物は土木事務所の許可を受けたうえで掲出し、良好な状態で管理するようにしましょう。

○お問い合わせ

県幡多土木事務所 維持管理課  
維持管理第二班

☎ 34-5222

**知っていますか?  
建退共制度**

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

**加入できる事業主**

建設業を営む方

**対象となる労働者**

建設業の現場で働く方

**掛け金**

日額三百円

**特徴**

- 国の制度なので安心、確実に、申し込み手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛け金の一部を国が助成します。
- 掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、

**税法上全額非課税となりま  
す。**

● 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

\*ホームページ「建退共」で、退職金の試算・パンフレット請求など、建退共制度の情報をご覧になれます。  
<http://www.kentankouin.or.jp/>

○お問い合わせ・資料請求

建退共高知支部

☎ 088-822-6181

**労災保険情報センターに  
ご相談ください**

財団法人労災保険情報センター(RIC)では、厚生労働省の委託を受けて、労災医療、労災補償などの労災保険制度全般のご相談を無料でお受けしています。

秘密は厳守いたします。

お気軽にご相談ください。

**相談用フリーダイヤル**

☎ 0120-198-977

○お問い合わせ

財団法人労災保険センター

高知事務所

☎ 088-825-2226

**無料労働相談  
職場のトラブルでお悩みの方へ**

解雇や賃金の引き下げ、労働時間、いじめやセクシャルハラスメントなど職場でのトラブルの相談をお受けします。

また、高知労働局と県労働委員会では、あつせん(相談者が希望し、相手方が応じる場合は、労働委員会のあつせん員が労使間の話し合いの仲立ちをして問題解決のお手伝いをします。)なども行っています。

相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

● 高知労働局総合労働相談コーナー

☎ 0120-783-722

● 高知総合労働相談コーナー

☎ 088-885-6027

● 四万十総合労働相談コーナー

☎ 088-885-6010

● 高知県労働委員会

☎ 088-821-4645

